

「部活動の在り方に係る活動方針」

徳島県立徳島中央高等学校 通信制課程

1 はじめに

本方針は、徳島県教育委員会が策定した「運動部活動の在り方に関する方針」（H30 4月）並びに「文化部活動のあり方に関する方針」（H31 4月）に則り、生徒が生涯にわたって豊かなスポーツライフや生活を実現する資質・能力を育む基盤として、運動部活動や文化部活動を持続可能なものとするために、各自のニーズに応じた運動・スポーツや文化活動を行うことができるよう定めるものである。

なお、通信制課程においては、部活動を生徒会活動に位置づけ、部活動（運動部活動・文化部活動・同好会を含む）をスクーリング時程に組み込み、年間6回（6時間）を確保することにより、特別活動時間として認定し、卒業認定に必要な特別活動時間30時間の一部を確保するものとする。

2 活動の基本方針

- (1) 部活動を活性化させ、自主的・実践的な活動ができるようにし、各自が目標を設定してチャレンジし、自己実現を図ろうとする態度を養う。
- (2) 生徒と生徒及び生徒と教師の温かい人間関係を確立し、学校生活の充実に寄与するものとする。

3 指導・運営に係る体制について

- (1) 指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から、円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部活動を設置する。
- (2) 部活動顧問（以下「顧問」という。）の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌等を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるように留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制を構築する。
- (3) 顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに活動実績を作成し、HPにて公表するとともに校長に提出する。
- (4) 顧問は、生徒の心身の健康管理、施設・設備の点検や活動における安全対策等の事故防止に努めるとともに体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。生徒の人格を傷つける言動や体罰は、いかなる場合も許されない。

3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取り組みについて

- (1) 運動部活動の顧問は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養等を適切にとることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解し、協議種目の特性等を踏まえた効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入により、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。
- (2) 文化部活動の顧問は、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から、休養等を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解し、分野の特性等を踏まえた効率的・効果的な練習・活動の積極的な導入等により、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。
- (3) 熱中症事故防止の観点から、気象庁の高温注意情報や環境省の暑さ指数等の情報に充分留意し、室内外にかかわらず気温・湿度などの環境条件に配慮する。その際、活動時間の変更や活動の中止等も視

野に入れて柔軟に対応する。

4 適切な休養日等の設定について

- (1) 通信制課程における部活動の面接指導（スクーリング）は前期3時間、後期3時間とする。
- (2) 定通連主催の体育大会等に出場する場合は、必要に応じて放課後やスクーリング日以外にも活動日や時間を設定することができる。その際、休養日及び活動時間は次の定時制課程の規定に準ずる。
 - ① 学期中は、原則として週当たり2日以上休養日を設ける。平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
 - ② 1日の活動時間は、年間を通じて平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む。）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。
 - ③ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養をとることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
 - ④ 定期考査発表中及び定期考査中は、原則として部活動の練習・練習試合・大会参加は行わない。ただし、特別な事情がある場合には、校長の許可を得て1時間以内の活動を行うことができる。

5 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備について

- (1) 部活動は、生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることを踏まえ、生徒の意思に反して強制的に加入させることがないようにするとともに、生徒が参加しやすいような多様なレベルや多様なニーズに応じた活動を行うようにする。
- (2) 生徒が希望すれば、特定の種目・分野だけでなく、広くスポーツ・文化芸術や科学分野の活動や地域での活動も含めて、様々な活動を同時に経験できるよう配慮する。

6 地域・保護者との連携と大会等の精査について

- (1) スポーツ・文化芸術団体との連携や民間事業者の活用等により、保護者の理解と協力を得て、学校と地域が協同・融合した形で地域における部活動のための環境整備に努める。
- (2) 学校の部活動が参加する大会等や要請により参加する地域の行事や催しの全体像を把握し、生徒の教育上の意義を考慮して、週末等に開催される様々な大会等に参加することが生徒や顧問にとって過度な負担とならないよう、参加する大会数等の上限の目安を定めるなど、参加する大会を精査する。（基本的には、徳島県高等学校体育連盟・徳島県高等学校文化連盟・徳島県高等学校定時制通信制教育連盟の主催、共催の大会、審議を経て公式戦に準ずると認められた大会が該当するが、校長が教育上の意義や生徒・教師の負担等を考慮したうえで許可した場合は参加を認める。）

令和5年9月1日